

## 叙々苑で不法就労していた韓国人が、裁判所から在留許可を受けました

以下は、ある1つの事件に関する、連続した2つのニュースです。

### 不法残留20年 韓国人夫婦が提訴 「実績評価して」（産経）2008.4.7

約20年も不法残留し、東京都内で焼き肉店を経営している韓国人夫婦が、退去強制処分の取り消しを求める訴訟を東京地裁に起こしたことが6日、分かった。夫婦の代理人によると、これほど長期間の不法残留者の処分取り消し訴訟は極めて珍しいという。夫婦は「いまさら『国に帰れ』は酷。日本での生活実績を評価してほしい」と訴えている。

提訴したのは、姜柄勲（カン・ピョンフン）さん（53）夫婦。訴状によると、夫婦は昭和63年に短期滞在資格で入国し、そのまま飲食店従業員として働いていた。平成16年に東京・池袋で焼き肉店を開店。同店のオーナーとして約20人の日本人を雇用して経営に当たっていた。

夫婦は18年、法的に不安定な立場を解消しようと、自ら東京入国管理局に出頭。在留特別許可を申請したが認められず、昨年未から茨城県牛久市の入管施設に収容されている。

夫婦には不法残留以外の違法行為はない。韓国に生活拠点がないうえ、帰国させられれば生活に困ることは明白という。夫婦の知人らは、処分取り消しを求める署名活動を始めている。

代理人によると、長期間平穩に生活していたことを理由に退去強制処分の取り消しを認めた裁判例は、地裁判決が1例あるだけ。このケースも高裁で原告が逆転敗訴し、最高裁で敗訴が確定している。訴えが認められるのは、かなり難しいとみられる。

その11ヵ月後に報じられたのが下記です。

### 焼き肉店で頑張ったから 韓国人夫婦在留OK（共同通信）2009.3.27

大手焼き肉チェーン「叙々苑」傘下の焼き肉店を東京都内で経営する韓国人夫婦が、国に在留を認められなかったのは不当だとして、強制退去処分の取り消しなどを求めた訴訟で、東京地裁は27日、請求を認めた。

杉原則彦裁判長は

「夫婦は長期間、身を粉にして働き、叙々苑社長から高い評価を受けて店の営業を許された。違法状態だったが、営業を継続する経済的価値は高く、すべてを失わせるのは酷だ」と指摘した。

判決によると、夫婦は1988年、借金返済のため、短期滞在の名目で来日。期限が過ぎても残留し叙々苑の直営店で働いていたが、同社は99年ごろ、夫婦を含め不法就労者を全員解雇した。

夫婦は別の店に移った後、2004年にその店の経営を引き継いだ。叙々苑社長との親交は続いており「叙々苑」の商号使用を直営店以外で唯一許された上、食材の提供も受けるようになった。

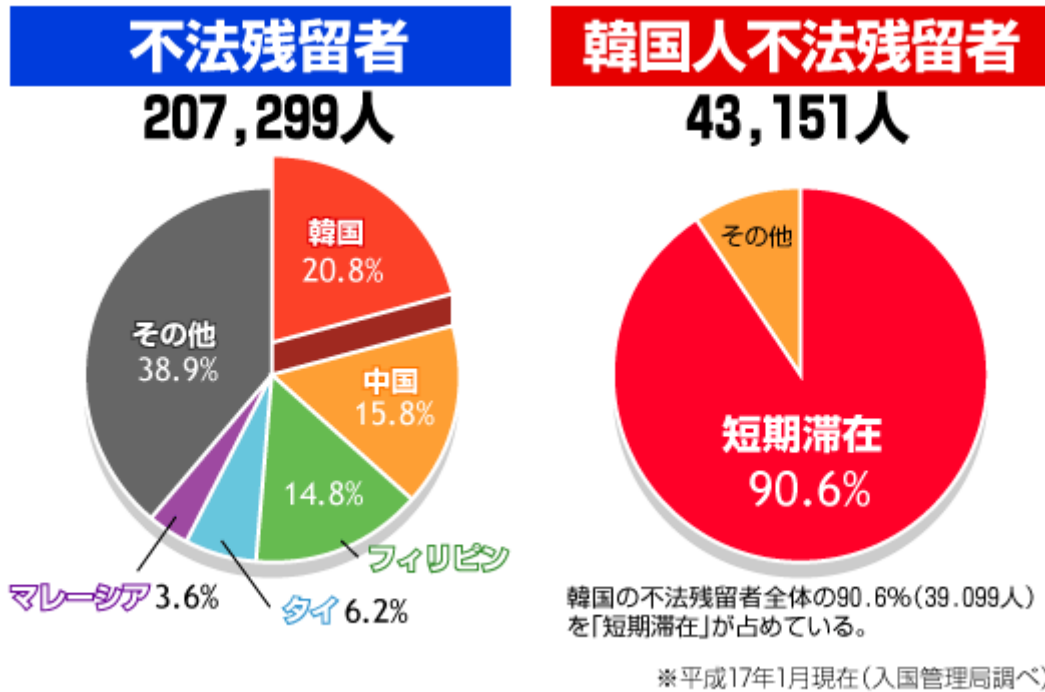
夫婦は06年、在留許可を求め、東京入国管理局に出頭していた。

以上のような共同通信配信でした。

これを元に毎日新聞傘下のスポーツ新聞・[スポニチ](#)が同じ韓国人勝訴の行政訴訟を伝えていま

す。  
他紙ではほとんど話題にもなっていないようですが...

さて一体何が問題なんでしょう？



43,151人。  
これは、日本国に通常・あるいは違法（パスポート偽造等）の手段で入国し、期日が過ぎても入国管理局で出国を確認できずに、オーバーステイをしている謂わゆる「不法滞在韓国人」の数です。

日本ではすでに特別永住外国人といわれる在日韓国朝鮮人が60万人以上住んでいます。そこにさらに4万3千人もの不法滞在韓国人が紛れ込んでいるのです。彼らの多くが、就労ビザも無く不法に就労し、不正に所得を得ています。

今回の東京地裁の判決は、入管の、そうした韓国人に対する強制退去処分を否定した極めて異例の判決なのです。（[従来の判例との比較](#)）  
これが通るとなると、今後不法滞在韓国人を退去させることができなくなるかもしれません。

この不況下、不法就労によって安い賃金で働く彼らはますます日本人の仕事を奪うばかりか、納税の義務も果たしません。のみならず、違法な風俗業や集団窃盗に關与する者もあり、不法滞在韓国人が犯罪の温床となっているのもまた事実なのです。日本はどこまで不法滞在韓国人に踏みにじられなければならないのでしょうか。

• 判決が無茶苦茶

東京地裁がこのような判決を下した法的根拠は何でしょう？  
未だ判決文は公表されていませんが、強制退去処分取り消しに足る、妥当な法的根拠にはちょっと見当が付きません。

違法行為であっても、頑張ったから、大目に見てあげましょう、なんて事が許されていいのでしょうか？

日本は法治国家ではなかったのでしょうか？

判決文はこちらです [判決文](#)(現在公開待ち)  
[東京入国管理局](#)に、励ましと控訴要求のメールを送りましょう。

- 不法滞在は犯罪

不法滞在は、入管法に違反するれっきとした犯罪です

- 叙々苑の不法行為

不法就労は雇用した側も罪をとわれる犯罪行為です。(入管法第73条の2違反)  
本記事の中では  
"同社は99年ごろ、夫婦を含め不法就労者を全員解雇"とあり、  
叙々苑が多数の外国人を不法に就労させていたことが示唆されています。

警察に通報して立件するよう要望しましょう。

### このwikiは、以下のことを目的にしています

---

- 正しい法の運用による在留許可の取り消し
- 裁判官の責任の追及(合議審で判事は3人、裁判長[杉原則彦](#))
- [叙々苑](#)の不法経営の追及

### そのために皆さんができること

---

- 問い合わせなど
  - 叙々苑の不法就労への抗議 ([メール](#)・[電話](#)・FAX)
  - 東京地方裁判所への問い合わせ ([電話](#)・[郵便](#)・メール)
- 不買活動
  - 叙々苑の不買活動 (叙々苑に行かない、行かせない)
- 裁判官の責任を追及する
  - [裁判官訴追委員会](#)への裁判官訴追状の提出 詳しくは[こちら](#)
- 関係各所に通報する
  - [東京入国管理局](#) ([メール](#))
  - 東京国税局 ([メール](#))
  - 警察
- この問題を多くの人に知ってもらう
  - [アンケート](#)に回答する
  - [ピラ](#)の配布・掲示
  - 不法滞在外国人について、叙々苑の不法就労について、身の回りの人と話し合う

以上、この問題に関心をもたれた方はできることから取り組んでみて下さい。  
下記メニューも合わせてご覧ください。

## コンテンツ

---

その他情報は以下から

- [裁判官 杉原則彦](#)
- [叙々苑](#)
- [他の事案との比較](#)
- [裁判官の弾劾請求](#)
- [判決文](#)
- [本件の疑問点](#)
- [関連リンク](#)
- [2ちゃんねるコピペ](#)
- [2ちゃんねる現行スレッド](#)

## ご意見・ご感想

---

- その他、ご意見・ご感想・アイデア等ございましたら、[2ちゃんねる現行スレッド](#)、或いはコメント欄でお願い致します

## ご意見募集中

- 不法滞在・不法就労を本気で反対ならこんな所でダラダラやらずに本人たちの前で言ったら？ -- 名無しさん (2009-04-14 14:46:06)
- 今騒がれているのり子さんのところに行って言ってこいよ「帰れ」って。反対なんだろ？ -- 名無しさん (2009-04-14 14:49:46)
- 直接言えば帰ってくれるなら苦労しないわ -- 名無しさん (2009-04-26 23:36:56)
- 人情だけで法を変えることが出来るなら、法律なんか必要ないですね。真面目に法に基づき生活しているのが馬鹿らしい。 -- 名無しさん (2009-05-02 14:14:11)

名前:	<input type="text"/>
コメント:	<input type="text"/>
<input type="button" value="投稿"/>	

---